

償却資産の申告をお忘れなく

☎ 税務課（西有家庁舎） ☎73-6642

償却資産（事業用資産）には、固定資産税が課税されますので、令和7年1月1日現在の償却資産の申告が必要です。

1月31日までに税務課または各支所へ申告してください。また、申告書が送付されていない者はお問い合わせください。

【償却資産とは】

工場や商店などを経営している人や農林水産業、アパート経営者などが所有する資産で、事業のために用いることができる構築物や機械・器具・備品などをいいます。
※太陽光発電設備で事業用の設備や10キロワット以上の設備も申告対象です(申告の際は、設置場所も記載ください)
※無形減価償却資産(鉱業権、漁業権、パソコンソフトなど)や自動車税・軽自動車税の課税対象(軽トラック、トラクターなど)は除きます。

【主な償却資産の例】

- 構築物…門、広告塔、舗装路面、内部造作、事業用簡易構築物など
 - 機械および装置…太陽光発電設備、コンベアー、クレーン、ビニールハウス、土木建設機械、農業用機械、印刷機など
 - 船舶…漁船、ボート、貨物船など
 - 車両および運搬具…構内運搬車、特殊自動車、その他自動車税・軽自動車税の課税対象とならないもの
 - 工具・器具および備品…机、椅子、ロッカー、レジスター、陳列ケース、コピー機、パソコン、暖房用品など
- ☒ 1月31日(金)

経営戦略セミナー

「コロナ後に見直したい事業計画策定について」

～聞いておきたい、コロナ融資の返済や借換などの検討のススメ！～

☎ 商工観光課（西有家庁舎） ☎73-6633 Eメール：shoukou@city.minamishimabara.lg.jp

物価高騰などに対応した事業計画の策定や、融資の借換などに必要な知識や考え方についてのセミナーを開催します。この機会に経営のヒントを見つけてみませんか。

●講師…池田 巧 氏（長崎県よろず支援拠点コーディネーター）

☎ 2月14日(金) 午後2時～4時

☎ 西有家総合学習センターカムス

☎ 無料 ☎ 市内事業者 ☒ 2月10日(月)

☎ 市LINE、電話または必要事項（氏名、住所、連絡先）を記載の上、Eメールで申し込んでください。



市 HP



市 LINE 申込

広 告

60歳以上の健康で働く意欲のある方へ

あなたの経験や知識を活かしてみませんか。

シルバー人材センター 会員募集中

センターでは、一般家庭や企業、公共団体から、臨時的・短期的または軽易なお仕事の依頼を受け、希望に応じて高齢者に提供しています。お問い合わせは下記連絡先まで！！

公益社団法人 南島原市シルバー人材センター ☎0957-72-7065
南島原市布津町乙470番地 <https://sites.google.com/view/mscity/>

この広告は、高齢者活躍人材確保育成事業（厚生労働省長崎労働局委託）により、長崎県シルバー人材センター連合会が提供しています。



MINAコインスマホ教室

☎ 商工観光課（西有家庁舎） ☎73-6633

初めてスマートフォンを持たれた人向けに、スマホの基本操作が学べるスマホ教室を開催します。

また、MINAコインの利用方法や設定方法、現在実施中のキャンペーンの内容などについても詳しくご案内します。これからMINAコインを始めたい人、うまく使い方がわからない人など、どなたでもぜひご参加ください。

●持参品…スマートフォン

開催日	会 場
1月22日(水)	西有家総合学習センターカムス
1月29日(水)	加津佐公民館

時間共通：午後1時30分～3時
☎ 8人程度／回（先着順）
☎ 電話で申し込んでください。
☎ 無料



市 HP

家族の介護・生活のことで悩んでいませんか？

☎ 福祉課（南有馬庁舎） ☎73-6651

「家族の物忘れがひどくなってきた」「介護するのに疲れてきた」「どうにかしたいけど、どこに相談したらいいの？」など、家族の介護・生活のことで悩んでいませんか。

お気軽にご相談ください

地域には、介護や医療、生活に関するさまざまな制度、サービスがあります。家族の介護などでの心配や困り感がある時は、一人で悩まず気軽にご相談ください。

●高齢者の介護や生活に関する相談

☎ 地域包括支援センター本所 ☎84-2633
(布津) サブセンター ☎61-1190

●介護予防に関する相談

☎ 福祉課（南有馬庁舎） ☎73-6651



市地域包括支援センターHP

高齢者のためのサービスガイドブック「つなGO！」

高齢者の皆さんがいつまでも住み慣れた地域で自分らしく生活が続けられるように、市内で利用できるさまざまなサービス情報や相談窓口を掲載しています。

南島原市 つなGO 🔍 検索

南島原市奨学資金償還補助金

☎ 教育総務課（南有馬庁舎） ☎73-6701

南島原市奨学資金を借りて学校を卒業した後、市内に居住し、就労している人には償還した奨学金の3分の2以内の金額を補助金として交付します。卒業後は、南島原市への居住をご検討ください。

●補助対象

平成28年度以降に償還を開始された人

●補助金の額

1年度間(4月～3月分)で償還した金額の3分の2以内

●申請期限…2月28日(金)

●補助金の条件…償還すべき期間に次のすべてに該当すること

- ・南島原市に住民登録があり、1カ月以上居住している人または、1カ月以上居住していた人
- ・1カ月以上就労していること（パート・アルバイトなどを含む）
- ・償還すべき奨学資金を償還していること
- ・市税などの滞納がないこと